

未熟児養育医療のご案内



1. 未熟児養育医療とは

入院治療を必要とする未熟児の入院費（通院は対象外）について、保険負担分を一部公費負担する制度です。岡谷市に居住する乳児で、別紙「意見書」にある症状を出生直後に示し、医師が入院養育を必要と認めた乳児が対象です。

2. 給付対象

入院治療における診察・医学的処置・薬剤又は治療材料の支給等に対して公費負担を受けられます。ただし、健康保険法で対象としている医療が給付範囲となりますので、保険対象のもの（おむつ代・差額ベッド代など）は除外されます。

3. 申請に必要な書類

	書類名	説明
①	養育医療給付申請書	申請者（保護者）が記載してください。
②	養育医療意見書	医療機関に記載を依頼してください。
③	世帯調書兼個人番号の利用による地方税関係情報の取得に係る同意書	<ul style="list-style-type: none">・児童と生計を一にしている者を全員記入してください。・扶養義務者とは父母、祖父母、養父母、兄弟姉妹その他家庭裁判所で扶養の義務を負わされた叔父、叔母等をいいます。・世帯外扶養義務者とは、世帯以外で児童本人を扶養している者のことです。
④	保険証（写）	患者さん（児童）ご本人の記載がわかる部分です。 ※コピーをご提出ください。
⑤	マイナンバーに関するもの	1. マイナンバーカード（世帯員分）または 2. 個人番号通知カード
⑥	委任状	一部負担金納入後に申請していただいていた福祉医療の助成の手続きを省略し、自己負担金を500円のお支払いのみとすることができます。

4. 費用（一部負担金）

○入院月の約2～3ヶ月後に岡谷市からお送りする「納入通知書」によって、「一部負担金」を指定の金融機関にお支払いいただきます。

※医療機関窓口の医療費自己負担はありません。ただし、「おむつ代」など保険対象外のもの実費負担となります。

○一部負担金の決定について

保護者の市町村民税額に応じて下表「徴収基準額表」に基づき「基準月額」を決定し、必要に応じ日割り計算します。

※双子以上のお子さんが同時に養育医療を受ける場合の徴収基準月額は、2人目以降のお子さんは、1人目のお子さんの10分の1になります。

○福祉医療助成について

未熟児養育医療の一部負担金は、福祉医療費の支給対象となりますので、納入通知書によりお支払いいただいた後に、岡谷市役所医療保険課へ申請することで還付申請の手続きとなります。

徴収基準額表

階 層 区 分			徴収月額 (円)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の世帯		2,600
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400
D1	(A、B、C階層 除く) 当該年度分の市 町村民税の課税 世帯であって、そ の市町村民税所 得割の額の区分 が次の区分に該 当する世帯	前年分の所得税額 15,000 円以下	7,900
D2		// 15,001 円以上 21,000 円以下	10,800
D3		// 21,001 円以上 51,000 円以下	16,200
D4		// 51,001 円以上 87,000 円以下	22,400
D5		// 87,001 円以上 171,300 円以下	34,800
D6		// 171,301 円以上 252,100 円以下	49,400
D7		// 252,101 円以上 342,100 円以下	65,000
D8		// 342,101 円以上 450,100 円以下	82,400
D9		// 450,101 円以上 579,000 円以下	102,000
D10		// 579,001 円以上 700,900 円以下	123,400
D11		// 700,901 円以上 849,000 円以下	147,000
D12		// 849,001 円以上 1,041,000 円以下	172,500
D13		// 1,041,001 円以上 1,222,500 円以下	199,900
D14		// 1,222,501 円以上 1,423,500 円以下	229,400
D15		// 1,423,501 円以上	全額

- 徴収月額がその月における医療費全額分を超える場合は、その医療費全額分をもって徴収月額とします。



<お問合せ先>

岡谷市役所 健康推進課

電話 0266-23-4811 (内線1184)

FAX 0266-23-4825